

# 2026年度 労働協約

## 本則\_新旧対照表

●社員労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第6章 労働条件	第6章 労働条件	
	第1節 就業時間	第1節 就業時間	
	<p>第601条(労働時間)</p> <p>社員の年間所定労働時間は、<u>1832時間</u>とする。これを基礎として1週間の平均所定労働時間は<u>35時間8分</u>、1日の平均所定労働時間は<u>7時間25分</u>を原則とする。但し、年間の暦日が366日の場合には、一日分の所定労働時間を加えた時間数とする。1832時間とする。</p>	<p>第601条(労働時間)</p> <p>社員の年間所定労働時間は、<u>1818時間</u>とする。これを基礎として1週間の平均所定労働時間は<u>34時間51分</u>、1日の平均所定労働時間は7時間25分を原則とする。但し、年間の暦日が366日の場合には、一日分の所定労働時間を加えた時間数とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間所定労働時間は、原則1日の所定労働時間×(365-年間所定休日数)で求める。表記は分まで可。時間までとする場合、分は切り上げる</li> <li>・週平均所定労働時間は、原則年間労働時間/(365/7)で求める。表記は分までとし、秒は切り上げる</li> </ul>
	第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇	
	<p>第614条(休日)</p> <p>年間の総休日数は、<u>118日</u>とする。 (以下略)</p>	<p>第614条(休日)</p> <p>年間の総休日数は、<u>120日</u>とする。 (以下略)</p>	
	第14章 効力	第14章 効力	
	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2025年4月1日</u>から<u>2026年3月31日</u>までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2026年4月1日</u>から<u>2027年3月31日</u>までとする。</p>	・有効期間の更新
	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2028年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新
	<p><u>2025年3月31日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<p><u>2026年3月31日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結日更新</li> <li>・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする</li> <li>・労使代表者は、締結日時点とする</li> </ul>

●メイト社員労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第6章 労働条件	第6章 労働条件	
	第1節 就業時間	第1節 就業時間	
	<p>第601条(労働時間)</p> <p>メイト社員の年間所定労働時間は、<u>1832時間</u>とする。これを基礎として1週間の平均所定労働時間は<u>35時間8分</u>、1日の平均所定労働時間は<u>7時間25分</u>を原則とする。但し、年間の暦日が366日の場合には、一日分の所定労働時間を加えた時間数とする。1832時間とする。</p>	<p>第601条(労働時間)</p> <p>メイト社員の年間所定労働時間は、<u>1818時間</u>とする。これを基礎として1週間の平均所定労働時間は<u>34時間51分</u>、1日の平均所定労働時間は7時間25分を原則とする。但し、年間の暦日が366日の場合には、一日分の所定労働時間を加えた時間数とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間所定労働時間は、原則1日の所定労働時間×(365-年間所定休日数)で求める。表記は分まで可。時間までとする場合、分は切り上げる</li> <li>・週平均所定労働時間は、原則年間労働時間/(365/7)で求める。表記は分までとし、秒は切り上げる</li> </ul>
	第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇	
	<p>第613条(休日)</p> <p>年間の総休日数は、<u>118日</u>とする。 (以下略)</p>	<p>第613条(休日)</p> <p>年間の総休日数は、<u>120日</u>とする。 (以下略)</p>	
	第14章 効力	第14章 効力	
	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2025年4月1日</u>から<u>2026年3月31日</u>までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、<u>2026年4月1日</u>から<u>2027年3月31日</u>までとする。</p>	・有効期間の更新
	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2028年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	・有効期間の更新
	<p><u>2025年3月31日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<p><u>2026年3月31日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結日の更新</li> <li>・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする</li> <li>・労使代表者は、締結日時点とする</li> </ul>

●スペシャリティスタッフ（無期）労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第14章 効力	第14章 効力	
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	<u>2026</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	・締結日の更新 ・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

●スペシャリティスタッフ（有期）労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第14章 効力	第14章 効力	
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	<u>2026</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	・締結日の更新 ・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

●フェロー社員（無期）労働協約

本則																											
	現行	改訂	備考																								
	第5章 人事	第5章 人事																									
	第1節 人事	第1節 人事																									
	第502条(フェロー社員（無期）の定義と採用) (中略) ② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上 <u>35時間</u> 以内の時間をいう。	第502条(フェロー社員（無期）の定義と採用) (中略) ② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上 <u>34時間35分</u> 以内の時間をいう。	・社員等の所定労働時間変更対応																								
1/21	第503条(フェロー社員（無期）の区分) フェロー社員(無期)の区分は、原則次の通りとする。	第503条(フェロー社員（無期）の区分) フェロー社員(無期)の区分は、原則次の通りとする。	・社員等の所定労働時間変更対応																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェロー社員（無期） I</td> <td>週2～5日</td> <td>週20時間未満</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務</td> </tr> <tr> <td>フェロー社員（無期） II</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上 <u>35時間</u>以内</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	フェロー社員（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	フェロー社員（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>35時間</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェロー社員（無期） I</td> <td>週2～5日</td> <td>週20時間未満</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務</td> </tr> <tr> <td>フェロー社員（無期） II</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上 <u>34時間35分</u>以内</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	フェロー社員（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	フェロー社員（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>34時間35分</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																								
フェロー社員（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務																								
フェロー社員（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>35時間</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																								
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																								
フェロー社員（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務																								
フェロー社員（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>34時間35分</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																								
	第6章 労働条件	第6章 労働条件																									
	第1節 就業時間	第1節 就業時間																									
1/21	第601条(労働時間) フェロー社員(無期)の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上 <u>35時間</u> 以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。フェロー社員（無期）の週の起算日は毎週水曜日とする。 (以下略)	第601条(労働時間) フェロー社員(無期)の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上 <u>34時間35分</u> 以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。フェロー社員（無期）の週の起算日は毎週水曜日とする。 (以下略)	・社員等の所定労働時間変更対応																								
	第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																									
1/21	第614条(年次有給休暇) 会社はフェロー社員（無期）に対して、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)	第614条(年次有給休暇) 会社はフェロー社員（無期）に対して、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)	・社員等の所定労働時間変更対応																								

勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超
週5日かつ週35時間以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または 週30時間以上週35時間未 満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未 満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項第1号の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

週契約時間・日数	前年度の 年次有給休暇保 有日数	当年度 年次有給休暇付 与日数
週5日かつ週35時間以上の契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週5日または週30時間以上35時間未 満契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週4日かつ週30時間未 満契約	4日未満	4日-有給休暇保 有日数
週3日契約	2日未満	2日-有給休暇保 有日数
週2日契約	0日	1日

(以下略)

勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超
週5日かつ週34時間35分 以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または 週30時間以上週34時間35 分未 満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未 満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項第1号の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

週契約時間・日数	前年度の 年次有給休暇保 有日数	当年度 年次有給休暇付 与日数
週5日かつ週34時間35分以上の契 約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週5日または 週30時間以上34時間35分未 満契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週4日かつ週30時間未 満契約	4日未満	4日-有給休暇保 有日数
週3日契約	2日未満	2日-有給休暇保 有日数
週2日契約	0日	1日

(以下略)

第14章 効力	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。
第1405条(自動更新)	

第14章 効力	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。
第1405条(自動更新)	

・有効期間の更新

・有効期間の更新

<p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>	<p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>	
<p><u>2025 年 3 月 31 日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<p><u>2026 年 3 月 31 日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結日の更新</li> <li>・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする</li> <li>・労使代表者は、締結日時点とする</li> </ul>

●フェロー社員（有期）労働協約

本則																											
	現行	改訂	備考																								
	第5章 人事																										
	第1節 人事																										
	<p>第502条(フェロー社員（有期）の定義と採用)</p> <p>フェロー社員(有期)とは、フェロー社員（有期）で2回目の再契約時において、社員に比較して1週間の所定労働時間が短時間であり、1週間の勤務日数・勤務時間、職種を定めて雇用される者をいう。</p> <p>② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上<u>35時間</u>以内の時間をいう。</p>	<p>第502条(フェロー社員（有期）の定義と採用)</p> <p>フェロー社員(有期)とは、フェロー社員（有期）で2回目の再契約時において、社員に比較して1週間の所定労働時間が短時間であり、1週間の勤務日数・勤務時間、職種を定めて雇用される者をいう。</p> <p>② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上<u>34時間35分</u>以内の時間をいう。</p>	<p>・社員等の所定労働時間変更対応</p>																								
1/21	<p>第503条(フェロー社員（有期）の区分)</p> <p>フェロー社員(有期)の区分は、原則次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェロー社員（有期）I</td> <td>週2～5日</td> <td>週20時間未満</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務</td> </tr> <tr> <td>フェロー社員（有期）II</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上<u>35時間</u>以内</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	フェロー社員（有期）I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	フェロー社員（有期）II	週4～5日	週28時間以上 <u>35時間</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	<p>第503条(フェロー社員（有期）の区分)</p> <p>フェロー社員(有期)の区分は、原則次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェロー社員（有期）I</td> <td>週2～5日</td> <td>週20時間未満</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務</td> </tr> <tr> <td>フェロー社員（有期）II</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上<u>34時間35分</u>以内</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	フェロー社員（有期）I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	フェロー社員（有期）II	週4～5日	週28時間以上 <u>34時間35分</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	<p>・社員等の所定労働時間変更対応</p>
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																								
フェロー社員（有期）I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務																								
フェロー社員（有期）II	週4～5日	週28時間以上 <u>35時間</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																								
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																								
フェロー社員（有期）I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務																								
フェロー社員（有期）II	週4～5日	週28時間以上 <u>34時間35分</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																								
	第6章 労働条件	第6章 労働条件																									
	第1節 就業時間	第1節 就業時間																									
1/21	<p>第601条(労働時間)</p> <p>フェロー社員(有期)の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上<u>35時間</u>以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。フェロー社員（有期）の週の起算日は毎週水曜日とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第601条(労働時間)</p> <p>フェロー社員(有期)の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上<u>34時間35分</u>以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。フェロー社員（有期）の週の起算日は毎週水曜日とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・社員等の所定労働時間変更対応</p>																								
	第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																									
1/21	<p>第614条(年次有給休暇)</p> <p>会社はフェロー社員（有期）に対して、1年間に次の各号の基準により年次有給休暇を与える。本条における1年間とは、毎年10月11日から翌年10月10日までの期間とする。</p>	<p>第614条(年次有給休暇)</p> <p>会社はフェロー社員（有期）に対して、1年間に次の各号の基準により年次有給休暇を与える。本条における1年間とは、毎年10月11日から翌年10月10日までの期間とする。</p>	<p>・社員等の所定労働時間変更対応</p>																								

1. 初回契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。

(中略)

初回契約期間	12ヵ月	11ヵ月	10ヵ月	9ヵ月	8ヵ月	7ヵ月	6ヵ月	5ヵ月	4ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	1ヵ月
週契約日数・時間												
週5日かつ週35時間以上の契約	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
週5日または週30時間以上35時間未満契約	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日
週4日かつ週30時間未満契約	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日
週3日契約	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	2日	0日	0日	0日
週2日契約	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日

2. 再契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。

(中略)

勤続年数		1年	2年	3年	4年	5年
週契約日数・時間	1年以下	超2年以下	超3年以下	超4年以下	超5年以下	超5年
週5日かつ週35時間以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または週30時間以上週35時間未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項第2号の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

(中略)

週契約時間・日数	前年度の年次有給休暇保有日数	当年度の年次有給休暇付与日数
----------	----------------	----------------

1. 初回契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。

(中略)

初回契約期間	12ヵ月	11ヵ月	10ヵ月	9ヵ月	8ヵ月	7ヵ月	6ヵ月	5ヵ月	4ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	1ヵ月
週契約日数・時間												
週5日かつ週34時間35分以上の契約	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
週5日または週30時間以上34時間35分未満契約	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	0日	0日	0日
週4日かつ週30時間未満契約	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日
週3日契約	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	2日	0日	0日	0日
週2日契約	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日

2. 再契約時の年次有給休暇は、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、次の通りとする。

(中略)

勤続年数		1年	2年	3年	4年	5年
週契約日数・時間	1年以下	超2年以下	超3年以下	超4年以下	超5年以下	超5年
週5日かつ週34時間35分以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または週30時間以上週34時間35分未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項第2号の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

(中略)

週契約時間・日数	前年度の年次有給休暇保有日数	当年度の年次有給休暇付与日数
----------	----------------	----------------

	週 5 日かつ週 <u>35 時間</u> 以上の契約	6 日未満	6 日-有給休暇保有日数		週 5 日かつ週 <u>34 時間 35 分</u> 以上の契約	6 日未満	6 日-有給休暇保有日数	
	週 5 日または週 30 時間以上 <u>35 時間</u> 未満契約	6 日未満	6 日-有給休暇保有日数		週 5 日または週 30 時間以上 <u>34 時間 35 分</u> 未満契約	6 日未満	6 日-有給休暇保有日数	
	週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数		週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数	
	週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数		週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数	
	週 2 日契約	0 日	1 日		週 2 日契約	0 日	1 日	
	(以下略)				(以下略)			
	第 14 章 効力				第 14 章 効力			
	第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年 4 月 1 日から <u>2026</u> 年 3 月 31 日までとする。				第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年 4 月 1 日から <u>2027</u> 年 3 月 31 日までとする。			・有効期間の更新
	第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。				第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。			・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年 3 月 31 日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子				<u>2026</u> 年 3 月 31 日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子			・締結日の更新 ・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

本則																																
現行	改訂			備考																												
第5章 人事	第5章 人事																															
第1節 人事	第1節 人事																															
<p>第503条(エルダースタッフの区分) エルダースタッフの区分は次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象となる再雇用前の従業員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフⅠ</td> <td>社員及びメイト社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅡ</td> <td>社員及びメイト社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅢ</td> <td>社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅢR</td> <td>社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅢM</td> <td>メイト社員</td> </tr> <tr> <td>エキスパートエルダースタッフ</td> <td>社員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	区分	対象となる再雇用前の従業員区分	エルダースタッフⅠ	社員及びメイト社員	エルダースタッフⅡ	社員及びメイト社員	エルダースタッフⅢ	社員	エルダースタッフⅢR	社員	エルダースタッフⅢM	メイト社員	エキスパートエルダースタッフ	社員	<p>第503条(エルダースタッフの区分) エルダースタッフの区分は次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象となる再雇用前の従業員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフⅠ</td> <td>社員及びメイト社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅡ</td> <td>社員及びメイト社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅢ</td> <td>社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅢR</td> <td>社員</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅢM</td> <td>メイト社員</td> </tr> <tr> <td>エキスパートエルダースタッフ</td> <td>社員</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、エルダースタッフⅠ及びⅡは、社員に比較して1週間の所定労働時間が短時間である者をいう。</u></p> <p>(以下略)</p>			区分	対象となる再雇用前の従業員区分	エルダースタッフⅠ	社員及びメイト社員	エルダースタッフⅡ	社員及びメイト社員	エルダースタッフⅢ	社員	エルダースタッフⅢR	社員	エルダースタッフⅢM	メイト社員	エキスパートエルダースタッフ	社員	・社員等の所定労働時間変更対応
区分	対象となる再雇用前の従業員区分																															
エルダースタッフⅠ	社員及びメイト社員																															
エルダースタッフⅡ	社員及びメイト社員																															
エルダースタッフⅢ	社員																															
エルダースタッフⅢR	社員																															
エルダースタッフⅢM	メイト社員																															
エキスパートエルダースタッフ	社員																															
区分	対象となる再雇用前の従業員区分																															
エルダースタッフⅠ	社員及びメイト社員																															
エルダースタッフⅡ	社員及びメイト社員																															
エルダースタッフⅢ	社員																															
エルダースタッフⅢR	社員																															
エルダースタッフⅢM	メイト社員																															
エキスパートエルダースタッフ	社員																															
第6章 労働条件	第6章 労働条件																															
第1節 就業時間	第1節 就業時間																															
<p>第601条(労働時間) エルダースタッフⅠ及びⅡの所定労働時間は下表の範囲の中で労働条件通知書に毎年個々に定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日の所定労働時間</th> <th>週労働日数</th> <th>週労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフⅠ</td> <td rowspan="2">8時間以内</td> <td>2日～5日</td> <td>12時間以上 20時間未満</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅡ</td> <td>4日または5日</td> <td>28時間以上 35時間未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>②エルダースタッフⅢ、ⅢR、ⅢM及びエキスパートエルダースタッフの所定労働総時間は、原則として年間所定労働時間は1832時間とし、1週間の平均所定労働時間は35時間8分、1日の平均所定労働時間は7時間25分を原則とする。但し、年間の暦日が366日の場合には、一日分の所定労働時間を加えた時間数とする。</p> <p>(以下略)</p>	区分	1日の所定労働時間	週労働日数	週労働時間	エルダースタッフⅠ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満	エルダースタッフⅡ	4日または5日	28時間以上 35時間未満	<p>第601条(労働時間) エルダースタッフⅠ及びⅡの所定労働時間は下表の範囲の中で労働条件通知書に毎年個々に定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1日の所定労働時間</th> <th>週労働日数</th> <th>週労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフⅠ</td> <td rowspan="2">8時間以内</td> <td>2日～5日</td> <td>12時間以上 20時間未満</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅡ</td> <td>4日または5日</td> <td>28時間以上 <u>34時間35分</u>未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>②エルダースタッフⅢ、ⅢR、ⅢM及びエキスパートエルダースタッフの所定労働総時間は、原則として年間所定労働時間は1818時間とし、1週間の平均所定労働時間は34時間51分、1日の平均所定労働時間は7時間25分を原則とする。但し、年間の暦日が366日の場合には、一日分の所定労働時間を加えた時間数とする。</p> <p>(以下略)</p>			区分	1日の所定労働時間	週労働日数	週労働時間	エルダースタッフⅠ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満	エルダースタッフⅡ	4日または5日	28時間以上 <u>34時間35分</u> 未満	<p>・年間所定労働時間は、原則1日の所定労働時間×(365-年間所定休日数)で求める。表記は分まで可。時間までとする場合、分は切り上げる</p> <p>・週平均所定労働時間は、原則年間労働時間/(365/7)で求める。表記は分までとし、秒は切り上げる</p> <p>・社員等の所定労働時間変更対応</p>						
区分	1日の所定労働時間	週労働日数	週労働時間																													
エルダースタッフⅠ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満																													
エルダースタッフⅡ		4日または5日	28時間以上 35時間未満																													
区分	1日の所定労働時間	週労働日数	週労働時間																													
エルダースタッフⅠ	8時間以内	2日～5日	12時間以上 20時間未満																													
エルダースタッフⅡ		4日または5日	28時間以上 <u>34時間35分</u> 未満																													

第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																																																																																																							
<p>第613条(休日) (中略)</p> <p>④エルダースタッフⅢ、ⅢR、ⅢM及びエキスパートエルダースタッフの年間の総休日数は<u>118日</u>とし、その取扱いはエルダースタッフ労働協約「休日規程」及び社員労働協約「連続休暇規程」による。</p>	<p>第613条(休日) (中略)</p> <p>④エルダースタッフⅢ、ⅢR、ⅢM及びエキスパートエルダースタッフの年間の総休日数は<u>120日</u>とし、その取扱いはエルダースタッフ労働協約「休日規程」及び社員労働協約「連続休暇規程」による。</p>																																																																																																							
<p>第614条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダースタッフに対して、勤続年数及び週所定労働日数または1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>&lt;エルダースタッフⅠ・Ⅱ&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 526 1008 1045"> <tr> <td>勤続年数 週契約日数・時間</td> <td>1年 以下</td> <td>1年 超 2年 以下</td> <td>2年 超 3年 以下</td> <td>3年 超 4年 以下</td> <td>4年 超 5年 以下</td> <td>5年 超</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ週<u>35時間</u>以上の契約</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> <td>17日</td> <td>19日</td> <td>22日</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上週<u>35時間</u>未満契約</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間未満契約</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>週3日契約</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>週2日契約</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>③第1項は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、区分に応じて、以下の有給休暇を付与する。</p> <p>&lt;エルダースタッフⅠ・Ⅱ&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 1197 1008 1468"> <tr> <td>週契約時間・日数</td> <td>前年度の年次有給休暇保有日数</td> <td>当年度の年次有給休暇付与日数</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ週<u>35時間</u>以上の契約</td> <td>6日未満</td> <td>6日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上<u>35時間</u>未満契約</td> <td>6日未満</td> <td>6日-有給休暇保有日数</td> </tr> </table>	勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超	週5日かつ週 <u>35時間</u> 以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週5日または週30時間以上週 <u>35時間</u> 未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間未満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日	週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日	週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日	週契約時間・日数	前年度の年次有給休暇保有日数	当年度の年次有給休暇付与日数	週5日かつ週 <u>35時間</u> 以上の契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数	週5日または週30時間以上 <u>35時間</u> 未満契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数	<p>第614条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダースタッフに対して、勤続年数及び週所定労働日数または1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>(中略)</p> <p>&lt;エルダースタッフⅠ・Ⅱ&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1041 526 1915 1045"> <tr> <td>勤続年数 週契約日数・時間</td> <td>1年 以下</td> <td>1年 超 2年 以下</td> <td>2年 超 3年 以下</td> <td>3年 超 4年 以下</td> <td>4年 超 5年 以下</td> <td>5年 超</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ週<u>34時間35分</u>以上の契約</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> <td>17日</td> <td>19日</td> <td>22日</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上週<u>34時間35分</u>未満契約</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>週4日かつ週30時間未満契約</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>週3日契約</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>週2日契約</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>③第1項は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、区分に応じて、以下の有給休暇を付与する。</p> <p>&lt;エルダースタッフⅠ・Ⅱ&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1041 1197 1915 1468"> <tr> <td>週契約時間・日数</td> <td>前年度の年次有給休暇保有日数</td> <td>当年度の年次有給休暇付与日数</td> </tr> <tr> <td>週5日かつ週<u>34時間35分</u>以上の契約</td> <td>6日未満</td> <td>6日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週5日または週30時間以上<u>34時間35分</u>未満契約</td> <td>6日未満</td> <td>6日-有給休暇保有日数</td> </tr> </table>	勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超	週5日かつ週 <u>34時間35分</u> 以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日	週5日または週30時間以上週 <u>34時間35分</u> 未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日	週4日かつ週30時間未満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日	週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日	週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日	週契約時間・日数	前年度の年次有給休暇保有日数	当年度の年次有給休暇付与日数	週5日かつ週 <u>34時間35分</u> 以上の契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数	週5日または週30時間以上 <u>34時間35分</u> 未満契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数	
勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超																																																																																																		
週5日かつ週 <u>35時間</u> 以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																		
週5日または週30時間以上週 <u>35時間</u> 未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																		
週4日かつ週30時間未満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																		
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日																																																																																																		
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日																																																																																																		
週契約時間・日数	前年度の年次有給休暇保有日数	当年度の年次有給休暇付与日数																																																																																																						
週5日かつ週 <u>35時間</u> 以上の契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数																																																																																																						
週5日または週30時間以上 <u>35時間</u> 未満契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数																																																																																																						
勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超																																																																																																		
週5日かつ週 <u>34時間35分</u> 以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日																																																																																																		
週5日または週30時間以上週 <u>34時間35分</u> 未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																																																																		
週4日かつ週30時間未満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																																																																		
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日																																																																																																		
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日																																																																																																		
週契約時間・日数	前年度の年次有給休暇保有日数	当年度の年次有給休暇付与日数																																																																																																						
週5日かつ週 <u>34時間35分</u> 以上の契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数																																																																																																						
週5日または週30時間以上 <u>34時間35分</u> 未満契約	6日未満	6日-有給休暇保有日数																																																																																																						

<table border="1"> <tr> <td>週 4 日かつ週 30 時間未満契約</td> <td>4 日未満</td> <td>4 日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週 3 日契約</td> <td>2 日未満</td> <td>2 日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週 2 日契約</td> <td>0 日</td> <td>1 日</td> </tr> </table>	週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数	週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数	週 2 日契約	0 日	1 日	<table border="1"> <tr> <td>週 4 日かつ週 30 時間未満契約</td> <td>4 日未満</td> <td>4 日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週 3 日契約</td> <td>2 日未満</td> <td>2 日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週 2 日契約</td> <td>0 日</td> <td>1 日</td> </tr> </table>	週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数	週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数	週 2 日契約	0 日	1 日	<table border="1"> <tr> <td>週 4 日かつ週 30 時間未満契約</td> <td>4 日未満</td> <td>4 日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週 3 日契約</td> <td>2 日未満</td> <td>2 日-有給休暇保有日数</td> </tr> <tr> <td>週 2 日契約</td> <td>0 日</td> <td>1 日</td> </tr> </table>	週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数	週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数	週 2 日契約	0 日	1 日	
週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数																												
週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数																												
週 2 日契約	0 日	1 日																												
週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数																												
週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数																												
週 2 日契約	0 日	1 日																												
週 4 日かつ週 30 時間未満契約	4 日未満	4 日-有給休暇保有日数																												
週 3 日契約	2 日未満	2 日-有給休暇保有日数																												
週 2 日契約	0 日	1 日																												
(以下略)		(以下略)																												
第 14 章 効力		第 14 章 効力																												
第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年 4 月 1 日から <u>2026</u> 年 3 月 31 日までとする。		第 1404 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年 4 月 1 日から <u>2027</u> 年 3 月 31 日までとする。																												
第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。		第 1405 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。																												
<u>2025 年 3 月 31 日</u>  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子		<u>2026 年 3 月 31 日</u>  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子																												

●エルダースペシャルティスタッフ（無期）労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第14章 効力	第14章 効力	
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	<u>2026</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	・締結日の更新 ・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

●エルダースペシャルティスタッフ（有期）労働協約

本則			
	現行	改訂	備考
	第14章 効力	第14章 効力	
	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	<u>2025</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	<u>2026</u> 年3月31日  株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸  三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子	・締結日の更新 ・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする

本則																												
現行	改訂			備考																								
第5章 人事	第5章 人事																											
第1節 人事	第1節 人事																											
第502条(エルダーフェロー（無期）の定義と採用) (中略) ② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上 <u>35時間</u> 以内の時間をいう。	第502条(エルダーフェロー（無期）の定義と採用) (中略) ② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上 <u>34時間35分</u> 以内の時間をいう。			・社員等の所定労働時間変更対応																								
第503条(エルダーフェロー（無期）の区分) エルダーフェロー(無期)の区分は、原則次の通りとする。	第503条(エルダーフェロー（無期）の区分) エルダーフェロー(無期)の区分は、原則次の通りとする。			・社員等の所定労働時間変更対応																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダーフェロー（無期） I</td> <td>週2～5日</td> <td>週20時間未満</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務</td> </tr> <tr> <td>エルダーフェロー（無期） II</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上 <u>35時間</u>以内</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> (以下略)	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	エルダーフェロー（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	エルダーフェロー（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>35時間</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダーフェロー（無期） I</td> <td>週2～5日</td> <td>週20時間未満</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務</td> </tr> <tr> <td>エルダーフェロー（無期） II</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上 <u>34時間35分</u>以内</td> <td>労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> (以下略)			区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	エルダーフェロー（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	エルダーフェロー（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>34時間35分</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																									
エルダーフェロー（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務																									
エルダーフェロー（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>35時間</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																									
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																									
エルダーフェロー（無期） I	週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務																									
エルダーフェロー（無期） II	週4～5日	週28時間以上 <u>34時間35分</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																									
第6章 労働条件	第6章 労働条件																											
第1節 就業時間	第1節 就業時間																											
第601条(労働時間) エルダーフェロー(無期)の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上 <u>35時間</u> 以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。エルダーフェロー（無期）の週の起算日は毎週水曜日とする。 (以下略)	第601条(労働時間) エルダーフェロー(無期)の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上 <u>34時間35分</u> 以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。エルダーフェロー（無期）の週の起算日は毎週水曜日とする。 (以下略)			・社員等の所定労働時間変更対応																								
第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇																											
第614条(年次有給休暇) 会社はエルダーフェロー（無期）に対して、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)	第614条(年次有給休暇) 会社はエルダーフェロー（無期）に対して、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)			・社員等の所定労働時間変更対応																								

勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超
週5日かつ週35時間以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または 週30時間以上週35時間未 満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未 満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項第1号の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

週契約時間・日数	前年度の 年次有給休暇保 有日数	当年度 年次有給休暇付 与日数
週5日かつ週35時間以上の契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週5日または週30時間以上35時間未 満契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週4日かつ週30時間未 満契約	4日未満	4日-有給休暇保 有日数
週3日契約	2日未満	2日-有給休暇保 有日数
週2日契約	0日	1日

(以下略)

勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超
週5日かつ週34時間35分 以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または 週30時間以上週34時間35 分未 満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未 満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項第1号の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

週契約時間・日数	前年度の 年次有給休暇保 有日数	当年度 年次有給休暇付 与日数
週5日かつ週34時間35分以上の契 約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週5日または 週30時間以上34時間35分未 満契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週4日かつ週30時間未 満契約	4日未満	4日-有給休暇保 有日数
週3日契約	2日未満	2日-有給休暇保 有日数
週2日契約	0日	1日

(以下略)

第14章 効力	
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	
第1405条(自動更新)	

第14章 効力	
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	
第1405条(自動更新)	

・有効期間の更新

・有効期間の更新

<p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>	<p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>	
<p><u>2025 年 3 月 31 日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<p><u>2026 年 3 月 31 日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締結日の更新</li> <li>・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする</li> <li>・労使代表者は、締結日時点とする</li> </ul>

●エルダーフェロー（有期）労働協約

本則											
現行				改訂				備考			
第5章 人事				第5章 人事							
第1節 人事				第1節 人事							
第502条(エルダーフェロー（有期）の定義と採用) (中略) ② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上 <u>35時間</u> 以内の時間をいう。				第502条(エルダーフェロー（有期）の定義と採用) (中略) ② 前項の「短時間」とは、1週間当たり実働12時間以上 <u>34時間35分</u> 以内の時間をいう。				・社員等の所定労働時間変更対応			
第503条(エルダーフェロー（有期）の区分) エルダーフェロー（有期）の区分は、原則次の通りとする。				第503条(エルダーフェロー（有期）の区分) エルダーフェロー（有期）の区分は、原則次の通りとする。				・社員等の所定労働時間変更対応			
区分		勤務日数	所定労働時間	就業形態		区分		勤務日数	所定労働時間	就業形態	
エルダーフェロー（有期）I		週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務		エルダーフェロー（有期）I		週2～5日	週20時間未満	労働条件通知書で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	
エルダーフェロー（有期）II		週4～5日	週28時間以上 <u>35時間</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務		エルダーフェロー（有期）II		週4～5日	週28時間以上 <u>34時間35分</u> 以内	労働条件通知書で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	
(以下略)				(以下略)							
第6章 労働条件				第6章 労働条件							
第1節 就業時間				第1節 就業時間							
第601条(労働時間) エルダーフェロー（有期）の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上 <u>35時間</u> 以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。エルダーフェロー（有期）の週の起算日は毎週水曜日とする。 (以下略)				第601条(労働時間) エルダーフェロー（有期）の所定労働時間は、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週2～5日、週所定労働時間は12時間以上 <u>34時間35分</u> 以内とし、労働条件通知書に毎年個々に定める。エルダーフェロー（有期）の週の起算日は毎週水曜日とする。 (以下略)				・社員等の所定労働時間変更対応			
第2節 休日・休暇				第2節 休日・休暇							
第614条(年次有給休暇) 会社は、エルダーフェロー（有期）に対して、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)				第614条(年次有給休暇) 会社は、エルダーフェロー（有期）に対して、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略)				・社員等の所定労働時間変更対応			

勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超
週5日かつ週35時間以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または 週30時間以上週35時間未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未満契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

週契約時間・日数	前年度の 年次有給休暇保 有日数	当年度 年次有給休暇付 与日数
週5日かつ週35時間以上の契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週5日または週30時間以上35時間 未満契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週4日かつ週30時間未満契約	4日未満	4日-有給休暇保 有日数
週3日契約	2日未満	2日-有給休暇保 有日数
週2日契約	0日	1日

(以下略)

勤続年数 週契約日数・時間	1年 以下	1年 超 2年 以下	2年 超 3年 以下	3年 超 4年 以下	4年 超 5年 以下	5年 超
週5日かつ週34時間35分 以上の契約	12日	13日	15日	17日	19日	22日
週5日または 週30時間以上週34時間35 分未満契約	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日かつ週30時間未満 契約	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日契約	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日契約	4日	4日	5日	6日	6日	7日

(中略)

③第1項の休暇は、前年10月11日から10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週契約日数・時間と基準日における前年度の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。

週契約時間・日数	前年度の 年次有給休暇保 有日数	当年度 年次有給休暇付 与日数
週5日かつ週34時間35分以上の契 約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週5日または 週30時間以上34時間35分未満契約	6日未満	6日-有給休暇保 有日数
週4日かつ週30時間未満契約	4日未満	4日-有給休暇保 有日数
週3日契約	2日未満	2日-有給休暇保 有日数
週2日契約	0日	1日

(以下略)

第14章 効力

第1404条(有効期間)

本協約の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。

第1405条(自動更新)

第14章 効力

第1404条(有効期間)

本協約の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとする。

第1405条(自動更新)

・有効期間の更新

・有効期間の更新

<p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>	<p>本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、<u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。</p>	
<p><u>2025 年 3 月 31 日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<p><u>2026 年 3 月 31 日</u></p> <p>株式会社 三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 三越伊勢丹支部執行委員長 川原林 尚子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締結日の更新</li> <li>・ 締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする</li> <li>・ 労使代表者は、締結日時点とする</li> </ul>